



(暫定訳)

強制労働の実効的な廃止のための補足的な措置に関する勧告

国際労働機関の総会は、

国際労働事務局の理事会によりジュネーブに招集されて、二千十四年五月二十八日にその第百三回会期として会合し、

千九百三十年の強制労働条約の二千十四年の議定書（以下「議定書」という。）を採択し、

千九百三十年の強制労働条約（第二十九号）（以下「条約」という。）の施行における間隙の是正に取り組む提案の採択を決定し、この総会の議事の第四議題に準じて、強制労働の実効的かつ持続的な廃止を実現するために防止、保護、及び補償やリハビリテーション等の救済の措置が必要であることを再確認し、

その提案が条約及び議定書を補足する勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、二千十四年の強制労働（補足的措置）勧告と称することができる。）を二千十四年六月十一日に採択する。

1. 加盟国は、使用者団体及び労働者団体、並びにその他の関係するグループと協議の上、必要に応じて以下を設立又は強化すべきである。
 - (a) 防止、保護及び被害者の補償等の救済策の利用、及び加害者の処罰を通じてあらゆる形態の強制労働の実効的かつ持続的な廃止を実現するために、ジェンダー及び児童に配慮した手法を用いた時限的措置を伴う国の政策及び行動計画、及び
 - (b) 国の政策及び行動計画の策定・調整・施行・監視及び評価を徹底するための労働監督官、裁判官、及び強制労働に関係する国の機関又はその他の制度的メカニズム等、権限ある機関

2. (1) 加盟国は、進捗度を評価できるように、強制労働の性質及び範囲に関する性別、年齢、国籍等の関連する特徴ごとの信頼性のある公平かつ詳細な情報及び統計データを定期的に収集し、分析し、かつ利用できるようにすべきである。
- (2) 個人情報に関するプライバシーの権利は尊重されるべきである。

防止

3. 加盟国は以下を含む防止策を講じるべきである。
 - (a) 労働における基本的な原則及び権利の尊重、推進、及び実現
 - (b) リスクにさらされている労働者が労働者団体に参加できるようにするための結社の自由及び団体交渉の推進
 - (c) 強制労働に対する脆弱性を高める差別と闘うためのプログラム
 - (d) 児童が強制労働の被害者になるのを防ぐ対抗策として、児童労働に取り組み、少年少女が教育を受ける機会を促進するためのイニシアティブ、及び
 - (e) 議定書及び条約の目的を実現するための措置の段階的措置をとること
4. 国情を考慮して、加盟国は以下のような最も実効的な防止策を講じるべきである。
 - (a) 強制労働に対する労働者の脆弱性の根本的原因への取り組み
 - (b) とりわけ強制労働の被害者になるリスクが最も高い人々に対して、特に詐欺的又は不正な募集及び雇用慣行から自身を守り、労働における彼らの権利と責任、及び必要な場合に支援を受ける方法について知らせるための絞った意識啓発活動
 - (c) 強制労働の禁止を侵害したことに対する処罰に関する絞った意識啓発活動
 - (d) リスクにさらされている人々の雇用されうる能力並びに所得獲得の機会及び能力を増大させるための技能訓練プログラム
 - (e) 雇用関係に関する国内法令が経済のあらゆる部門を対象とし、それらが効果的に施行されるよう徹底するための措置。雇用条件に関連する情報は、適切で、立証可能で、かつ分かりやすい方法で明記され、又、国内の法律、規則、又は団体協約に準じた書面による契約によることが望ましい。
 - (f) 強制労働に対する脆弱性を低減させるため、二千十二年の社会的な保護の土台勧告（第二百二号）に規定されているような国内での社会的な保護の土台の一部を形成する基本的な社会保障による保証
 - (g) 移民が海外での労働及び生活に対してより良く準備し、又、強制的な労働状態のための人身取引について認識し、より良く理解できるようにするための出発前及び到着時のオリエンテーション及び情報提供

- (h) 非正規の状況を含む特定の移民グループが直面するリスクを考慮し、強制的な労働状態をもたらす可能性のある状況に取り組む雇用及び移民労働政策等、整合性のある政策
- (i) リクルーターや職業紹介業者の規制、認可及び監視、並びに借金による束縛及びその他の形態の経済的強制を防ぐために労働者に対する就職斡旋料の請求の排除に向けた協働を含む、正規かつ安全な移住を促進し人身取引を防止するための関係政府機関による他国の政府機関と連携した取組みの促進、及び
- (j) 強制労働を廃止するための条約に基づく義務の実行において、使用者及び企業がその事業又は製品、サービス、若しくは直接的に関連する事業における強制労働のリスクを特定し、防止し、軽減し、それに対処する方法を説明する実効的な措置をとるための指針及びサポートの提供

保護

- 5. (1) 強制労働の被害者を特定及び解放するための的を絞った取組みを実施すべきである。
(2) 強制労働の被害者に対して保護措置を提供すべきである。これらの措置は、刑事訴訟又はその他の訴訟に被害者が協力する意思を条件として実施されるべきではない。
(3) 加害者の特定及び処罰に関して被害者の協力を促すための措置をとることができる。
- 6. 加盟国は、強制労働の被害者をサポートし支援するために労働者団体及びその他の関係団体が果たす役割及び能力を認識すべきである。
- 7. 加盟国は、その法制度の基本的原則にのっとり、強制労働を強いられたことの直接的な結果として強制労働の被害者がやむを得ず犯した非合法活動への関与について、権限ある機関が彼らを訴追しない又は彼らに処罰を科さない権限を与えられるよう必要な措置をとるべきである。
- 8. 加盟国はリクルーター及び職業紹介業者による虐待及び詐欺的行為を排除するために以下のような措置をとるべきである。
 - (a) 労働者に対する就職斡旋料の請求の撤廃
 - (b) 雇用条件及び労働条件を明確に説明する分かりやすい契約書の要求

- (c) 適正かつ利用しやすい苦情処理制度の確立
 - (d) 適正な処罰の賦課、及び
 - (e) これらのサービスの規制又は認可
9. 国情を考慮して、加盟国は全ての被害者のニーズを満たすような即時的な支援と長期的な回復及びリハビリテーションに関して、以下のような最も実効的な保護措置をとるべきである。
- (a) 国内の関連法に基づく彼らの権利の行使又は訴訟手続への協力に対する脅迫及び報復からの保護を含む、強制労働の被害者並びに必要な場合は家族及び証人の安全を守るための相応の取組み
 - (b) 適正かつ適切な宿泊施設
 - (c) 医学的及び精神的支援の両方を含む医療、並びに性的暴行を受けた人々を含む強制労働の被害者に対する特別なリハビリテーション処置の実施
 - (d) 物質的な支援
 - (e) プライバシーとアイデンティティの保護、及び
 - (f) 教育及び訓練機会の利用及びディーセント・ワークへのアクセスを含む社会的及び経済的支援
10. 強制労働をさせられた児童の保護措置は、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）に規定されている保護に加えて、児童の特別なニーズ及び最善の利益を考慮するもので、以下のものを含むべきである。
- (a) 少年少女のための教育へのアクセス
 - (b) 必要な場合は、後見人又はその他の代理人の任命
 - (c) 年齢不詳者について、彼又は彼女が十八歳未満であると見なす根拠がある場合、年齢確認を保留した未成年の地位の推定、及び
 - (d) 児童を家族と再会させるための努力、又は、それがその児童にとって最善の利益となる場合は、家庭を基本とする養護の提供
11. 国情を考慮して、加盟国は強制労働をさせられた移民に対し、その国土における彼らの法的地位にかかわらず、以下を含む最も実効的な保護措置をとるべきである。
- (a) 当事者を強制労働の被害者であると見なす合理的根拠がある場合に、その人物が関係する加盟国の国土に留まる権限を与えられている間に、十分な情報を得た上で保護措置及び訴訟手続への参加に関する意思決定を行うことができるよう、熟考し回復する期間を与えること
 - (b) 一時的又は恒久的な居住許可及び労働市場へのアクセスの付与、及び
 - (c) 安全かつ望ましくは自発的な帰還の促進

補償や司法アクセス等の救済策

12. 加盟国は、強制労働の全ての被害者が司法アクセス並びに人的及び物的損害の補償等のその他の適切かつ実効的な救済策を利用できるように措置をとるべきである。これには以下によるものが含まれる。
- (a) 国内の法律、規制、及び慣行に準じて、全ての被害者が被害者自身により又は代理人を通じて補償金や損害賠償等の救済を求めるために裁判所、法廷、及びその他の解決機構を有効に利用できるようにすること
 - (b) 被害者が未払い賃金や社会保障給付金の法定負担金を含む補償金及び損害賠償を加害者に請求することができるよう規定すること
 - (c) 適切な既存の補償制度を利用できるようにすること
 - (d) 被害者の法律上の権利及び利用できるサービスに関する情報及びアドバイスを彼らが理解できる言語で提供することに加え、法的支援をできれば無償で利用できるようにすること、及び
 - (e) 加盟国で発生した強制労働の全ての被害者、自国民及び外国人のいずれもが、適切な場合には、その存在場所又はその国における法的地位にかかわらず、簡易化された手続要件に基づいてその国で適切な行政上、民事上、及び刑事上の救済を求めることができるよう規定すること

執行

13. 加盟国は国内の法令及びその他の措置の執行を強化するための行動をとるべきである。これには以下によるものが含まれる。
- (a) 労働基準監督署等の関係当局に対し、強制労働の防止及び被害者の保護のためにその法律を効果的に執行し他の関係機関と協力することができるように、必要な権能及び資源を与え研修を行うこと
 - (b) 国内の法令に準じて、刑事制裁に加え強制労働からの利益及びその他の資産の押収等の処罰の賦課を規定すること
 - (c) 条約の第二十五条及び上記の第(b)節の適用において、法人に強制労働の使用の禁止に違反したことに対する責任を問えるようにすること、及び
 - (d) 労働監督官、法執行機関、ソーシャルワーカー、入国審査官、検察官、使用者、使用者団体及び労働者団体、非政府組織、及びその他の関連行為者が使用するための強制労働の指標の作成によるものを含む、被害者を特定するための取組みの強化

国際協力

14. 強制労働の実効的かつ持続的な廃止の達成において互いに支援し合うべき加盟国間並びに関係する国際機関及び地域機関との国際協力を強化すべきである。これには以下によるものが含まれる。
- (a) 刑法の執行機関に加え労働法の執行機関の間での国際協力の強化
 - (b) 国内の行動プログラム及び国際的な技術協力及び支援のための資源の動員
 - (c) 相互の法的支援
 - (d) 外交関係者による強制労働の使用に対する取組み及び防止への協力、及び
 - (e) 情報交換並びに強制労働との闘いにおける優良事例及び教訓の共有を含む相互の技術的支援